

高津区区民提案と都市計画マスタープラン高津区構想「素案」の比較表

(注)この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較するため、「素案」の作成段階における資料として作業用に整理したものです。あくまで参考資料として御覧下さい。

区民提案書		区別構想		
P	区民提案であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目	高津区構想「素案」における記述項目等
	20年後の高津の姿			
22	2) 高津の将来像			
	まちづくりの方針に基づいてまちの資源を継承し、磨き上げていった結果として、20年後の高津は、以下のようなまちとなっていることが想定される。	11	まちづくりの視点	「まちの構成を基本条件として」を「まちの構造を活かしながら」に修正しました。「パタン」という言葉は、一般に理解しにくいので、「まちの資源(まちの原型)」に修正しました。「ヒューマンスケール」という言葉を「市民の視点、生活者の視点」に修正しました。
22	(1) まちのスケール：ヒューマンスケールのまち	12	1 市民の視点、生活者の視点に立った、歩いて暮らせるまちをめざします	「ヒューマンスケール」という概念を、「市民の視点、生活者の視点」といった概念に置き換えています。建築物等の大きさや量を一律に「ヒューマンスケール」という概念で判断することはできないと考えました。
22	(2) 起伏のある地形：平坦地と丘陵地による起伏のあるまちなみ	12	2 起伏ある地形を活かしたまちを育みます	区民提案の考え方に沿って調整しています。「たまのよこやま」の用語については解釈が分かれるため、「多摩丘陵」や「多摩川崖線」という用語で統一します。
23	(3) 多様な土地利用：生活の場と働く場、ものづくりのまち	13	3 生活の場と働く場の調和が取れた、ものづくりのまちを育みます	区民提案の考え方を尊重し調整しました。
24	(4) 歴史と緑：まちの記憶と歴史を大切にされたまち	13	4 まちの記憶と歴史を大切にされたまちを育みます	表題において、「緑」の言葉は、2の「多摩丘陵」で表現していることから、「まちの記憶と歴史」の表現に絞り込みました。
		13		「梅林」や「菖蒲園」等の民有地は、行政計画としての方針記述にふさわしくないことから、「民有地緑化の活動支援」という文言で調整しました。
25	(5) 文化：地域に根ざした文化が街角に花開くまち	13	5 地域に根ざした文化が街かどに花開くまちを育みます	区民提案の考え方を尊重し調整しました。
25	(6) コミュニティ：コミュニティを再生する	13	6 いきいきとしたコミュニティを育みます	「再生する」という表現が、衰えていたものを蘇らせるという意味があることから、さらに発展させるという意味で、「育む」という表現に調整しました。

26	(7)みち・ネットワーク：歩いて暮らせるまち	12	1 市民の視点、生活者の視点に立った、歩いて暮らせるまちをめざします	「歩いて暮らせるまち」を、1と合体して、調整しました。
	将来都市構造	15	都市構造	他区の区別構想とも構成上の整合を図るため、分野別の基本方針の1に位置付けました。
109	1. 基本的な考え方	15	都市構造	「基本的な考え方」の項は、＜現状・課題＞として整理・調整しました。その中で、高津の地域性と高津区の特徴を活かすとして整理しました。記述内容については、区民提案の考え方に沿って調整しました。
110	2. 都市構造	15	都市構造	
110	1) 拠点の形成	16	1 特性を活かした魅力的な拠点を育みます	「特性を活かした魅力的な拠点を育む」として整理しています。
	(1) 都市拠点	16	(1) 地域生活拠点	溝口駅周辺地区については、全体構想の考え方に沿って「地域生活拠点」として整理をしています。
	・南口周辺は背後の斜面緑地を活かして、地域住民や学生の憩いの場となるような拠点を形成する。			南口周辺については、周辺の自然環境や文教施設、歴史的・文化的資源の集積を活かすといった趣旨で調整しました。
	(2) 地域拠点	16	(2) 生活拠点	各鉄道駅周辺地区や橋地区は、「生活拠点」等として整理しました。
	身近な地域での暮らしを支えるために、各駅周辺（二子新地駅、高津駅、梶が谷駅、久地駅、津田山駅）と子母口交差点周辺に「地域拠点」を形成する。			橋地区の拠点形成については、子母口交差点周辺を、都市計画上の拠点として位置付けるほどの集積が将来上も見込めないことから、「縦貫高速鉄道線の鉄道駅等の整備の機会を捉えて」という趣旨で整理しました。
	(3) 水と緑の拠点	16	(3) 水と緑の拠点	
	暮らしに潤いを与える自然環境のなかで、(1)円筒分水+津田山緑地、(2)溝口駅南側～久本・末長の緑地、(3)高津市民健康の森、(4)蟹ヶ谷の緑地の4つを「水と緑の拠点」として位置づける。			多摩川崖線の斜面緑地に関しては、環境局とも調整を図り、斜面緑地総合評価に基づく保全の優先順位付けの方針にしたがって、多摩川崖線軸全体の斜面緑地を位置付けることで修正しました。
110	2) 軸の形成	16	2 風景や交流の軸を育みます	「風景や交流の軸を育む」の表題をつけました
	(1) 風景軸	16	(1) 風景軸	多摩川崖線の斜面緑地で用語統一を図っています。
	(2) 交流軸	16	(2) 交流軸	区民提案の考え方を尊重し、調整しました。「シンボルストリート」の用語については、「歴史・文化を活かした街なみ景観の形成」の文章に整理しました。

				区民提案の考え方を尊重し、調整しました。具体的施策としては、野川柿生線の整備にあわせた「たかつ花街道」の活動支援や資源を活かした街なみ景観の形成という趣旨で調整しました。
110	3) 土地利用の形成	16	3 地域の特性を活かした良好な土地利用をめざします	「地域の特性を活かした良好な土地利用をめざします」の表題をつけました。
	(1) 平坦地居住ゾーン	17	(1) 平坦地居住エリア	「平坦地居住エリア」の概念としました。
	農のある暮らしゾーン	17	農ある暮らしエリア	都市型農業の育成と優良な農地の保全といった記述としました。農地周辺の開発抑制については、土地利用の方針の中で、地区計画や土地区画整理事業手法の活用といった趣旨で具体的に記述しています。エリアの選定にあたっては、町丁別の農地率に基づいて方針図に図示しています。
	ものづくりゾーン	17	ものづくりエリア	「ものづくりエリア」として、区民提案の考え方を尊重して調整しました。
	文教ゾーン	17	文教エリア	「文教エリア」として、良好な市街地形成を図るために、地区計画や建築協定等の具体的な土地利用や街なみ景観の誘導手法を記述しました。エリアの設定に関しては、既存学校の周辺地区の選定ができないことから、既存の学校のエリアのみを方針図に図示し、周辺地区における住民発意による主体的なまちづくり活動を支援する方針記述としました。
	(2) 丘陵地居住ゾーン	17	(2) 丘陵地居住エリア	「丘陵地居住エリア」として、区民提案の考え方を尊重して調整しました。
	農のある暮らしゾーン	17	農のある暮らしエリア	「農ある暮らしエリア」として、区民提案の考え方を尊重して調整しました。地区の方針図への図示にあたっては、町丁別の農地率に基づきました。
	里山環境共生ゾーン	17	都市型農業・里山環境共生エリア	区民提案の考え方を尊重し、「都市型農業・里山環境共生エリア」として調整しました。
111	4) 交通ネットワークの形成	17	4 地域の交流を支える交通ネットワークの形成をめざします	「都市構造」の章においては、鉄道網と主な幹線道路による交通ネットワークの形成の方向性の記述にとどめました。具体的な路線等については、「交通体系の方針」に記述することとしました。鉄道網については、総合計画に即して、川崎縦貫高速鉄道線も追加しました。
	(1) 市域を横断する南北方向			
	(2) 市域を縦貫する東西方向			

	土地利用の方針	19	土地利用	「土地利用の方針」については、「商業・業務系の土地利用の方針」を、1「拠点機能」に、「住宅地の土地利用の方針」を、2「住宅地の形成」に、「工業系の土地利用の方針」を、3「工業との調和がとれたまち」、4「市街化調整区域の緑地・農地の保全と計画的な土地利用」の章立てに整理しました。 ・区民提案の「自然的・歴史的土地利用の方針」については、2の「住宅地の形成」や4の「市街化調整区域」の章で記述するとともに、詳細な提案は、「都市環境の方針」と整理を図りました。
31	1)-1住宅地全体	23	2 良質な住宅地の形成をめざします	
31	(1) まちなみのルールをつくり、良好な景観を創出する	24	(1) 街なみのルールづくりと良好な景観の創出	2「良好な住宅地の形成」の章において、(1)「街なみのルールづくりと良好な景観の創出」の方針として調整しました。
	( ) 全区に共通のまちなみのルールをつくる			2(1)において、地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するためのきめ細かな土地利用誘導方を記述しました。
	( ) 住民主体で地区にあったまちなみのルールをつくる			地区計画や建築協定を活用した土地利用のルールづくりや街なみ景観ルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動支援の方針を記述しました。
31	(2) 自然環境と調和した住宅地をつくる	24	(2) 自然環境と調和した住宅地の形成	
	( ) 斜面緑地開発のルールを見直す	41	都市緑化の推進	2(2)「自然環境と調和した住宅地の形成」の項において、斜面緑地の保全の方針を記述しました。
	( ) 緑化を推進する	50	がけ崩れ等の土砂災害の防止	
	( ) 環境共生住宅等の建設を推進する	26	(6) 地域の住環境向上に資する住宅づくり	地域緑化の推進に関する方針を記述しました。 2(6)「地域の住環境向上に資する住宅づくり」の項において、環境に配慮した住宅建設の促進の方針について記述しました。
32	(3) コミュニティを再生する	26	(7) 少子高齢社会に対応した住宅地の形成とコミュニティの再生	2(7)「少子高齢社会に対応した住宅地の形成とコミュニティの再生」の項において方針を記述しました。
	( ) 交流の拠点や機会をつくる			1(5)「身近な暮らしを支える公共施設の活用とコミュニティの拠点づくり」の項において、公共施設や学校などの既存施設の有効活用の考え方を記述しました。
	( ) コミュニティ形成を促進する住宅やマンション建て替えを行う			2(7)の項において、コーポラティブハウス等のあたらしい住まい方や住まいづくりの支援に関する考え方を記述しました。さらに、2(6)で民間の大規模な住宅団地における活動支援や民間住宅についての考え方を記述しました。
33	(4) 高齢化社会に対応した住宅地をつくる			2(7)の項において、高齢社会に対応した住宅地の形成の考え方を記述しました。

33	(5) 防災まちづくりを進める(防災に再掲)	48	都市防災	「都市防災の方針」の中で、防災まちづくりの考え方を記述しました。
34	1)-2.平坦地の住宅地	25	(4) 平坦地における住宅地の整備	
34	(1) 密集住宅地での防災まちづくりを進める	25 49	密集住宅市街地の改善 (2) 震災に強い市街地の形成	2(4) の項において、密集住宅市街地の改善の考え方を記述しました。「都市防災の方針」においても、区民提案の考え方を尊重し、調整・記述しました。
34	(2) 良好な住環境を保全・形成する	25	良好な住環境の保全と整備	2(4)「平坦地における住宅地の整備」の章において、区民提案の考え方を尊重し、調整・記述しました。
	( ) 適正な密度の住宅地を形成する			(4) の項で、「住環境向上エリア」として、道路等の基盤施設が未整備な地区における住環境整備の考え方を記述しました。
	( ) 地域の資産となる良質なマンションをつくる			(6)「地域の住環境向上に資する住宅づくり」の章において、良質な住宅の供給や民間の大規模な住宅の建て替えの考え方を記述しました。
35	(3) 農業と調和する住宅地を保全・育成する	24	(3) 農地と調和した住宅地の保全と育成	2(3)「農地と調和した住宅地の保全・育成」の章において、区民提案の基本的考え方を尊重して調整・記述しました。
	( ) 農地の集約化を進める			住民の発意による優良な農地の集約化や地区計画等の土地利用ルール策定、地権者による土地区画整理事業の支援の考え方を記述しました。
	( ) 農地の周辺の開発を抑制する			
	( ) 地域の需要にあった新しい利用形態を創出する			「都市環境の方針」において、農地の保全と「農」のあるまちの考え方を調整・記述しました。
35	1)-3.丘陵地の住宅地	25 40	(5) 丘陵地における住宅地の形成 開発事業等における緑地の保全配慮	2(5)「丘陵地における住宅地の形成」の章において、区民提案の考え方を尊重して調整・記述しました。
35	(1) 自然環境と調和した住宅地を保全・育成する			
	( ) 斜面緑地を保全し、緑豊かな住宅地を形成する			
	( ) 農業と調和する住宅地を保全・育成する(再掲)	24	2(3) 農地と調和した住宅地の保全と育成	2(3)「農地と調和した住宅地の保全と育成」の章において、調整・記述しました。
	( ) 住宅団地の保全と斜面地開発の抑制を図る			久末・蟹ヶ谷地区の住宅団地周辺のまちづくりの考え方を記述しました。公営住宅の建て替えにおける周辺地域の環境改善の考え方を記述しました。
36	2) 商業・業務系の土地利用方針	19	1 地域の拠点機能を向上し、魅力とにぎわいのあるまちの形成をめざします	1「地域の拠点機能を向上し、魅力とにぎわいのあるまちの形成をめざす」という章立てで整理しました。
36	(1) 魅力とにぎわいのある生活空間としての中心商業地(溝口駅周辺)を形成する	20	(1) 魅力とにぎわいのある地域生活拠点として、溝口駅周辺地区の拠点性を高める	総合計画に即して、溝口駅周辺地区を「地域生活拠点」として位置付けました。

	( )老若男女、誰もが集まる中心市街地を形成する		「地域生活拠点」の形成	1(1) 「地域生活拠点」として、多様で魅力的な店舗や文化施設等、広域的な集客力のある商業施設と地域に密着した商店街が共存するまちとして整理しました。
	( )界隈性のある商業地を維持・発展させる		界隈性のある商店街の振興施策と連携したまちづくり	1(1) 「界隈性のある商店街の振興施策と連携したまちづくり」として整理しました。
	( )マンション建設のルールをつくる	20	(1) 界隈性のある商店街の振興施策と連携したまちづくり	1(1) において、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観ルールづくりの記述をしました。さらに、1(2)
		22	(2) 商業地域等における都市型住宅の適切な誘導	において、「商業地域等における都市型住宅の適切な誘導」の方針を掲げ、計画的な土地利用の方向性を記述しました。
	( )7つの商店街や区民との連携により、商業ビジョンを作成する	20	界隈性のある商店街の振興施策と連携したまちづくり	1(1) 「界隈性のある商店街の振興施策と連携したまちづくり」として整理しました。
		21	交通結節点機能の強化	1(1) において、交通結節点機能の強化を掲げ、交通バリアフリーや放置自転車対策の方向性を記述しました。
38	(2) 大山街道を歴史・文化を象徴し、安全・快適にまちを楽しむことができる高津のシンボル・ストリートとして整備していく	22	(3) 地域の歴史・文化を活かした大山街道の整備 歴史的資源を活かしたまちづくりの推進 地域の特性を活かした街なみ景観の形成や安全な歩行者空間の確保	1(3)において、「地域の歴史・文化を活かした大山街道の整備」の方針を記述しました。
	( )歴史的資源を活かした都市型観光エリアの形成をめざす			「都市型観光エリア」の概念は、「住民の手による新しい観光エリア」として調整しました。区民提案以降、「大山街道活性化推進協議会」の活動が活発化していることから、これら活動支援を位置付けました。交通規制については、すでに「景観形成地区」の方針の中で、安全に通行できる歩行者空間の確保が位置付けられていることから、具体的な方針記述はしないこととしました。
	( )特徴ある景観を維持するためのルールをつくる			「大山街道景観形成地区」が指定され、すでに方針が策定されていることから、方針の概略を記述しました。
	( )地区住民の拠点をつくる			地区住民の拠点形成については、前述の協議会を中心とした活動等、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援の中で、検討されるべきものとし、マスタープランでは記述していません。
39	(3) 生活型商業地を育成する(溝口駅以外の駅前、沿道等)	22	(4) 地域に密着した生活拠点の育成	1(4)として、「地域に密着した生活拠点の育成」の項で、鉄道線各駅周辺地域の整備に関する方針を記述しています。
	( )住民・事業者・行政による協議会を設置し各駅周辺の整備計画をつくり整備する	22	鉄道線各駅周辺地域の整備の推進	1(4) で、各鉄道駅周辺地区における住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動の支援の方向性を記述しています。
	( )幹線道路沿道を生活型商業地として維持・育成する	23	幹線道路沿いにある生活型商業地の維持・育成	1(4) として、「幹線道路沿いの生活型商業地の維持・育成」の方針を記述しています。

40	(4) 文教地域の良好な環境を保全・創出する	24	(1) 街なみルールづくりと良好な景観の創出	2(1)で、「街なみのルールづくりと良好な景観の創出」の方針の中で、既存の学校が立地している地域を「文教エリア」として、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりの活動を支援することとして記述しています。ただし、方針図では、既存学校の周辺地区を特定できないことから、文教施設のみを図示しています。
40	3) 工業系の土地利用方針	27	3 工業との調和が取れたまちの形成をめざします	3「工業との調和が取れたまちの形成をめざす」として章立てしています。
40	(1) 工業地域での先端技術産業施設を保全・発展するとともに住工の共存を維持する	27	(1) 工業地域における研究開発型産業の立地誘導	3(1)「工業地域における産業高度化の促進」の章で、区民提案の基本的考え方を尊重して調整、記述しています。
	( ) 先端技術産業施設を保全・発展していく	27	(1) 工業地域における研究開発型産業の立地誘導	(1) において、工業地域における研究開発型産業の立地誘導の方針を記述しています。
	( ) 貴重な雇用の場としての工業を維持する	17	(都市構造) ものづくりエリア	
	( ) 土地利用が転換する場合のルールをつくる	27	(1) 大規模な工場等の土地利用転換の適切な誘導	(1) において、大規模な工場等の土地利用転換の適切な誘導の方針として、地区計画等を活用して計画的な土地利用に努めることとしています。また、区民提案の基本的考え方を踏まえて、H18年3月に工業地域に高度地区を指定しました。
42	(2) 準工業地域では、ものづくりのまちを守り続ける	27	(2) 準工業地域におけるものづくりのまちの保全と住工調和の市街地形成	3(2)において、「準工業地域におけるものづくりのまちの保全と住工調和の市街地形成の方針を記述しています。
	( ) 計画的な土地利用の誘導		(1) 準工業地域におけるものづくりのまちの保全	(2) では、久地・宇奈根地区は、中小工場の集積と操業環境の維持向上を、北見方・下野毛地区は、工場の操業環境の維持向上と住環境の調和の考え方を示しています。
	( ) 久地・宇奈根地区：中小工業の集積地を活性化する		(1) 道路等の都市基盤施設整備	
	( ) 北見方・下野毛地区：ものづくりの拠点としての魅力を高める			
43	(3) 大規模開発地に開発アセスメント(評価)を導入する	27	(1) 大規模工場等の土地利用転換の適切な誘導	大規模な工場等の土地利用転換の計画的な誘導のために、地区計画等を活用することを記述していますが、いわゆる「開発アセスメント」等については、現段階では、都市計画マスタープランの方針として位置付けることはできません。
44	4) 自然的・歴史的土地利用方針	28	4 市街化調整区域の緑地と農地を育み、計画的な土地利用をめざします	
44	(1) 自然的土地利用方針			「土地利用の方針」として住宅地の土地利用の中で記述する事項と、「都市環境の方針」として、緑地や農地の保全の具体的施策として記述する事項に整理しました。
	( ) 斜面緑地を保全する	28	(2) 良好な斜面緑地の保全(都市環境)(1)高津を特徴づける多摩丘陵の崖線の緑の保全	2(2) において、斜面緑地の保全の方針と開発が行なわれる場合の指導の方針として調整しました。

	( )生産緑地を保全する	28 42	(1)優良な農地の保全 (都市環境)2 農地を保全し、「農」のあるまちを育みます	2(3)において、農地と調和した住宅地の保全と育成の方針として調整しました。
	( )市街化調整区域を保全する	28 42	(3)計画的な土地利用の推進 (都市環境)2 農地を保全し、「農」のあるまちを育みます	4の章で、市街化調整区域における優良な農地の保全と良好な斜面緑地の保全の方針、さらに、計画的な土地利用の誘導の方針として記述しました。
	( )水辺景観を保全・育成する	43	(都市環境)3 水と親しめる水辺空間のあるまちを育みます	「都市環境の方針」において、3「水と親しめる水辺空間のあるまち」として記述しました。
45	(2)歴史的資源を保全・活用する	22 44	(3)地域の歴史・文化を活かした大山街道の整備 (都市環境)4 緑と歴史をつなぐまちを育みます	「都市環境の方針」において、4「緑と歴史をつなぐまち」として記述しました。
	拠点整備の方針	19	1 地域の拠点機能を向上し、魅力とにぎわいのあるまちの形成をめざします	拠点に関する方針は、「土地利用の方針」の1「地域の拠点機能の向上」の章に記述することとしました。
50	1)都市拠点の方針			
50	(1)溝口駅周辺の拠点性を高める	20	(1)魅力とにぎわいのある地域生活拠点として、溝口駅周辺地区の拠点性を高める	1(1)「魅力とにぎわいのある地域生活拠点として、溝口駅周辺地区の拠点性を高める」の章として整理しました。
	( )安心して自転車で買物ができるまち	21	交通結節点機能の強化	「交通結節点機能の強化」として、放置自転車対策に関する考え方を記述しました。自転車の乗り入れ抑制については、マスタープランに具体的に記述することはできませんが、商店街や住民と連携した放置自転車対策として、地域課題ととして取り組んでいく考え方を記述しました。
	( )北口周辺：界隈性のある商業拠点の形成	20	「地域生活拠点」の形成 北口周辺地区の改善 交通結節点機能の強化	「界隈性のある商店街の振興施策」として記述しました。
	( )北口広場：回遊性を高める	21		ペDESTリアンデッキの改善等の具体的記述はマスタープランでは示していませんが、「北口周辺地区の改善」の項において、商店街組織と協働した歩行者空間の改善や街なみ景観の形成の方針を記述しました。
	( )南口周辺：地域住民・学生の憩いの場となる拠点の形成	20	「地域生活拠点」の形成 南口周辺地区の整備 交通結節点機能の強化	1(1)「南口周辺地区の整備」の項において、区民提案の基本的考え方を尊重して調整・記述しました。
	( )市民参画による南口駅前広場の整備	21		



52	( 2 ) 大山街道を高津の歴史・文化を象徴し、安全・快適にまちを楽しむことができる高津のシンボル・ストリートとして整備していく	22	( 3 ) 地域の歴史・文化を活かした大山街道の整備 歴史的資源を活かしたまちづくりの推進 地域の特性を活かした街なみ景観の形成や安全な歩行者空間の確保	
	( ) 歴史的資源を活かした都市型観光エリアの形成をめざす			「都市型観光エリア」の概念は、「住民の手による新しい観光エリア」として調整しました。区民提案以降、「大山街道活性化推進協議会」の活動が活発化していることから、これら活動支援を位置付けました。交通規制については、すでに「景観形成地区」の方針の中で、安全に通行できる歩行者空間の確保が位置付けられていることから、具体的な方針記述はしないこととしました。  拠点整備についての具体的な記述はしていませんが、大山街道活性化推進協議会等の主体的なまちづくり活動を支援していく旨の記述をしています。
	( ) 特徴ある景観を維持するためのルールをつくる			
	( ) 地区住民の拠点をつくる			
53	2 ) 地域拠点の方針	22	( 4 ) 地域に密着した生活拠点の育成	
53	( 1 ) 各駅：協議会を設置し、計画的に整備する			( 4 ) において、住民や商店街組織等の発意による主体的なまちづくり活動を支援することとしています。 ( 4 ) において、鉄道駅周辺の交通結節点機能の強化の方向性を記述しています。 各駅ごとの方針については、まちづくり活動を支援する中で、土地利用のルールや街なみ景観づくりのルール等を策定することとしています。
	( ) 梶が谷駅			
	( ) 高津駅			
	( ) 二子新地駅			
	( ) 津田山駅			
	( ) 久地駅			
	( ) 武蔵新城駅			
55	( 2 ) 子母口交差点界限：生活利便施設の集積をはかる			( 4 ) において、橘地区の生活拠点の方向性を記述しています。子母口交差点を拠点地区として特定することはできないと判断し、川崎縦貫高速鉄道線の整備等の機会をとらえた、土地利用転換の計画的誘導を記述しています。
55	3 ) 身近な拠点の方針	23	( 5 ) 身近な暮らしを支える公共公益施設の活用とコミュニティの拠点づくり	
55	( 1 ) 身近な暮らしを支える公共公益施設、商店街等を維持・整備する			( 5 ) において、公共公益施設の活用とコミュニティの拠点づくりの方針を記述しています。
	( ) 公共公益施設の整備・充実			
	( ) 地元商店街の維持・活性化	22	鉄道線各駅周辺地域の整備の推進	( 4 ) において生活商業地の維持・育成の方針を記述してま
56	( 2 ) まちの中にコミュニティ広場を整備する			す。
	( ) 街区公園の整備 (水・緑より)	41	( 都市環境 ) 身近な公園の整備	都市環境1( 2 ) で、公園緑地の整備の方向性を記述していません。公園未設置地区の考え方や優先して整備する地区については、緑の基本計画の改定の中で検討していきます。

	( )休憩スペースの整備			ベンチの設置等については、設置場所に応じた検討が必要であることから、マスタープランでは記述していません。
	交通ネットワークの整備の方針	33	交通体系	幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方」の検討を行っています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考としています。 マスタープランでは、「主な幹線道路」について、方針図に図示しています。 個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。
63	1) 道路交通整備の方針	33	1 幹線道路の体系的な整備により渋滞のないまちをめざします	
63	(1) 骨格的な幹線道路の整備			
	( )宮内新横浜線(東京方面)の整備			
	( )野川柿生線の整備			
	( )野川柿生線の計画道路見直し・丸子中山茅ヶ崎線(中原街道)の整備			
	( )宮内新横浜線(横浜方面)の整備と蟹ヶ谷の周辺道路、久末鷺沼線の整備			
	( )小杉管線の混雑解消(鉄道との交差の改善、バイパス化、南武線の地下化)			
	( )国道409号(府中街道)の混雑解消			
66	(2) 交差点の改良	36	(4) 交通ボトルネックの改良と踏切の改善	1(4)において、交通ボトルネックの改良と踏切の改善についての基本的考え方を示していますが、具体的な整備箇所については、マスタープランの中で記述していません。
	( )大山街道と幸多摩線(多摩川沿線道路)の交差点の混雑解消			
	( )国道246号と子母口宿河原線の交差点の混雑解消			
	( )梶が谷駅入口交差点の混雑解消			
	( )京浜川崎インターチェンジの6車線交差点の混雑解消			
66	(3) 大山街道の混雑解消と魅力的な街路空間(買物公園)の整備	22	(土地利用)(3) 地域の歴史・文化を活かした大山街道の整備	大山街道の交通規制については、大山街道景観形成地区が指定され、景観形成基準にしたがって安全空間の確保を誘導し、歩行者空間の確保を促進する旨の記述をしています。
	( )二子溝ノ口線の整備・見直し			
	( )大山街道の混雑解消			
67	2) 交通需要マネジメント(TDM)の実施	36	2 環境と人に優しい公共交通の整備をめざします	交通需要マネジメントについては、2(2)自動車に依存しない環境の整備の項で、基本的考え方を記述しています。
67	(1) バスサービスの向上	36	(3) 地域の実情に応じたバス交通の利便性の向上	
	( )既存路線の延長・新設			2(3)において、地域の実情に応じたバス交通の利便性の向上の項において、基本的考え方を記述しています。具体的路線については、マスタープランの中で記述していませんが、市民と事業者、市の連携・協力による地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善の考え方を示しています。

	( )デマンドバス・ミニバス(大型タクシー)の運行			路線バスの利用が不便な地域等においては、市や事業者と連携した、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行なう市民の活動を支援することとしています。
	( )バス交通の魅力向上			地域交通サービスの向上を図り、路線バス等の安全な走行環境を確保するための道路環境の改善の方向性を記述しています。
70	(2)高津型交通需要マネジメント(TDM)の検討・実施	36	(2)自動車交通に依存しない環境の整備	交通需要マネジメントの基本的考え方については、2(2)自動車に依存しない環境の整備の項で記述していますが、具体的な方策については、マスタープランの中で記述していません。
	( )効率的な交通方法へ転換する方法			
	( )効率的な交通流を実現する手法			
	( )発生源の抑制			
	( )その他の手法			
71	3)歩行者、自転車、自動車の共存	37	3 自動車、自転車、歩行者が共存する安全で快適な道路整備をめざします	3において、基本的な考え方を示しています。
71	(1)歩いて暮らせる道づくり			
	( )主要な道路における歩行者空間の整備、自転車・自動車との分離	34	歩行者等の安全性・快適性向上のための幹線道路	1(1)の項の道路区分ごとの道路整備の考え方において、一定幅員以上の幹線道路については、歩車分離等による歩行者や自転車が安全・快適に通行できることを配慮する基本的考え方を記述しています。
	( )ユニバーサルデザインの配慮	37	(4)バリアフリーの推進	2(4)のバリアフリーの推進の項において、歩道の整備や歩車共存の生活道路の整備にあたってのバリアフリー配慮の基本的考え方を記述しています。
	( )潤いのある楽しい道づくり	34 44 43	景観形成のための幹線道路 (都市環境)(1)街路樹のネットワークの形成 (都市環境)(2)市民に親しまれる二ヶ領用	都市環境の方針の4(1)の中で、街路樹ネットワーク形成の基本的考え方を記述しています。 3(2)市民に親しまれる二ヶ領用水の整備の項において、基本的な考え方を示しています。
72	(2)自転車問題研究会による安心して自転車で買物ができるまちづくりの推進	37	3 自動車、自転車、歩行者が共存する安全で快適な道路整備をめざします	3において、自転車、歩行者が共存する安全で快適な道路整備の基本的考え方を示しています。
	( )自転車利用に関するルールをつくる			3(2)で放置自転車対策の基本的考え方を記述しています。鉄道事業者に対する義務化は現段階では、施策として位置付けられていません。
	( )駐輪場の整備・改善			3(2)で自転車等駐車場の整備の基本的考え方を記述しています。駅からの圏域を設定した対策はマスタープランに位置付けることはできませんが、放置自転車対策を地域の課題としてとらえるとともに、効率的に自転車を利用できる仕組みの検討を市民とともに進めることを記述しています。
	( )共用自転車システムの構築			

73	(3) 段階的な自転車レーンの設置(自転車歩行者道 自転車専用道)			自転車レーンの設置については、1(1)幹線道路網のあり方の中で、配慮すべき機能として、歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮することとしています。また、4(1)において、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズ、歩行者・自転車等の交通量を勘案し、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための、歩道、自転車歩行者道の設置の基本的考え方を示しています。二ヶ領用水沿いの河川管理用通路や個別路線での整備については、地域の実情に応じた検討を進めることとしています。
	( )二ヶ領用水沿いの道路の整備方針			
	( )小杉菅線は変則断面で、自転車道・街路樹を整備する			
75	4) 住宅地内の交通環境の向上	38	4 住宅地内の交通環境の向上をめざします	
75	(1) 防災に強い生活道路の改善	38	(1)生活道路の基盤整備	4(1)において、安全・快適な歩行者空間の整備と地域の防災性の向上を図るため、狭あい道路の整備・改善の基本的考え方を記述しています。
	( )生活道路の改善	51	(都市防災) 避難路のネットワーク	
	( )行き止まり道路の多面的な改善			
75	(2) 身近な道路から通過交通を排除する	38	(2)交通安全施策と一体となった生活道路の安全確保	1(1)の幹線道路網のあり方の中で、歩行者当の安全性、快適性向上のための幹線道路整備の基本的考え方を記述しています。さらに、4(1)において、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により、地域課題を反映させるため、計画段階からの市民との協働による取り組みの基本的考え方を記述しています。
	( )一方通行化			
	( )速度規制			
	水・緑のまちづくりの方針	40	都市環境	
81	1) 緑のまちづくりの方針	40	1 緑豊かな潤いのあるまちを育みます	
81	(1) 高津を特徴づける崖線の緑の保全	40	(1)高津を特徴づける多摩丘陵の崖線の緑の保全	1(1)において、高津を特徴づける多摩丘陵の崖線の緑の保全の基本的考え方を記述しています。
	( )崖線の緑を保全し、「たまのよこやま」の連続性を再生する	40	崖線における緑の連続性の確保 開発事業等における緑地の保全配慮 緑地の維持管理活動の支援	「たまのよこやま」の用語については、解釈が分かれるため、多摩川の崖線の斜面緑地という用語で統一しています。さらに、開発事業における緑地の保全配慮の基本的考え方を記述しています。
	( )緑の軸線上で特に守るべき緑地を指定し、優先的に保全する			1(1)において、「(仮称)多摩川崖線軸」として、保全すべき緑地として位置づけています。緑地保全の優先順位については、斜面緑地総合評価に基づく施策展開を基本としており、方針図の中で、そのランク分けを明示していますが、特に地区を限定した方針記述とはしていません。
	(溝の口駅南側～久本・末長地区)			
	(久地～津田山の斜面緑地)			
	(蟹ヶ谷地区の緑地保全)			
	(市民健康の森の緑)			

	( )高津独自の緑地保全施策を策定する			緑地保全施策については、斜面緑地総合評価に基づき、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」等の様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めることとしています。
	( )緑保全に対する意識啓発活動を推進する			1(1) において、緑地の維持管理活動の支援の基本的考え方を記述しています。
84	(2)住宅地の緑の保全	41	(2)住宅地における緑の保全と整備	
	( )まちなみルールの策定	41	街なみルールの策定 都市緑化の推進	1(2) において、建築協定、緑地協定、地域緑化推進地区等の街なみルールの策定の基本的考え方を記述しています。
	( )街区公園の整備		身近な公園の整備	都市環境1(2)で、公園緑地の整備の方向性を記述していません。公園未整備地区の考え方や優先して整備する地区については、緑の基本計画の改定の中で検討していきます。
84	2)農地の保全の方針	42	2 農地を保全し、「農」のあるまちを育みま	
84	(1)拠点的な農地の保全			
	( )農地が集中する地域の営農環境を整備する	42	(1)優良な農地の保全と営農環境の保全	2(1)において、優良な農地の保全と営農環境の保全、さらに、(3)において、「農」あるまちづくりと農体験の場の創出の基本的考え方を示しています。久末、新作地区の市街化調整区域については、特に都市農業の振興を図る拠点としての位置づけはありますが、市街化区域においては、都市環境の形成に資する一団の優良な農地を保全することとしています。保全にあたっては、生産緑地地区の指定を行っていくとともに、農家地権者の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成するための地区計画や土地区画整理事業等を支援することとしています。
	( )高津を特徴づける「農業」の保全を図る	42	(1)優良な農地の保全と営農環境の保全 (3)「農」のあるまちづくりと農体験の場の創出	高津を特徴づける「農業」といった視点で、農地の保全をマスタープランには位置づけていません。これらについても、「農」あるまちづくりの活動支援や体験型農園等の仕組みづくりの支援の中で展開されるべきものと考えます。さらに、4(2)において高津の特徴ある自然環境を活かした住民の主体的な民有地緑化の活動支援の考え方を記述しています。
	( )市街化調整区域の農地の営農環境を整備し、計画的に保全する	42	(2)市街化調整区域における農地の整備と保全	2(2)において、市街化調整区域における農地の整備と保全の考え方を記述しています。
86	(2)都市における「身近な農業」の育成と、循環型社会の形成	42	(3)「農」のあるまちづくりと農体験の場の創出	
	( )区民の「身近な農業」を育成する			2(3)において、「農」あるまちづくりの活動の支援の基本的考え方を記述しています。
	( )特産品開発や地場の流通ルートの確立			
87	(3)現行制度の見直しと、支援体制の充実			

	( ) 現行税制度の見直しを提言していく			優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めることと しています。税制度等の見直しについては、マスタープランでは 記述していません。
	( ) 行政と他団体との連携による育農のしく みをつくる			「農」のあるまちづくりの項で、農家と住民との協力による活動支 援の考え方を記述しています。
87	3) 水のネットワーク方針	43	3 水と親しめる水辺空間のあるまちを育み ます	
87	(1) 多摩川の整備	43	(1) 治水安全度の向上と水辺に親しめる多 摩川的环境整備	
	( ) 水に親しみやすい環境を整える			3(1)の項において、多摩川的环境整備の基本的考え方を記 述しています。多摩川へのアクセス改善については、国が実施 する高規格堤防の整備や人と川とのふれあい対策事業(緩傾 斜スロープの整備等)にあわせた歩行者空間改善の検討を記 述しています。
	( ) 河川際の拠点的な緑地を整備する			河川敷の保全・利用については、「多摩川プラン」の策定の中 で、具体策を検討することとし、マスタープランには記述してい ません。
88	(2) ニヶ領用水の整備	43	(2) 市民に親しまれるニヶ領用水の整備	
	( ) 区民に親しまれるニヶ領用水整備を進め る		親水性を高める環境の整備	3(2)の項において、市民に親しまれるニヶ領用水整備の基本 的考え方を記述しています。親水空間の整備にあたっては、住 民の主体的なまちづくり活動を支援する中で、地域の実情に応 じた環境整備に努めることとしています。
	( ) 緑と歴史と水の拠点として円筒分水を整 備する	44	水と緑と歴史の拠点である円筒分水の整 備	(2) の項において、円筒分水整備の基本的な考え方を記述 しています。
88	(3) 矢上川・有馬川・平瀬川の整備方針	44	(3) 身近な水辺空間の整備とネットワー クの形成	
	( ) 河川の緑化・親水化と歴史資源とのネッ トワーク形成		水と歴史的資源のネットワークの形成	3(3)の項において、身近な水辺空間の整備とネットワーク形成 の考え方を記述しています。
	( ) 旧平瀬川の開渠化と親水化を進める	44	旧平瀬川跡地の整備	(3) の項において、旧平瀬川跡地については、防災緩衝帯 を兼ねた避難通路及び遊歩道として整備する等の基本的考え 方を記述しています。
89	(4) 身近な水辺空間の整備(湧水・井戸等)	44	谷戸の湧水周辺における環境整備	(3) の項において、谷戸の湧水周辺における環境整備の考 え方を記述しています。
	( ) 地域の身近な水辺空間である湧水を活か し、次世代へつなげていく			
89	(5) 市民のネットワークづくり			3の章において、水と親しめる水辺空間のまちを育むとして、市 民の主体的なまちづくり活動支援の考え方を示しています。
	( ) 隣接区、全市との連携の視点を入れる			4(1)の項において、街路樹ネットワークの形成の基本的考え 方を記述しています。
	( ) イベントの開催による周知活動を行う			
	( ) 環境教育学習の視点を取り入れる			

89	4) 緑と歴史のみちづくり方針	44	4 緑と歴史をつなぐまちを育みます	4(2)の項において、緑と歴史の散歩道整備の基本的考え方を記述しています。散策路の設定や案内サインの設置等については、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援することとしています。
89	(1) 街路樹ネットワークの整備	44	(1) 街路樹のネットワークの形成	
	( ) 花と緑の街路樹を連続的に整備する			
	( ) 花と緑の街路整備を進める			
90	(2) 歴史と緑の散策路整備	45	(2) 緑と歴史の散策路整備	
	( ) 岡家跡地を緑と歴史の拠点として活用していく	45	緑と歴史の拠点としての岡家跡地の公園整備	
	( ) 歴史の散歩道(たちばなの散歩道・長尾の里めぐり等)の環境整備	45	歴史の散歩道の環境整備	
				新たに、5「環境にやさしいまちを育む」の章を設け、自動車公害対策の推進と快適な生活環境の創造についての基本的考え方を記述しています。
	防災まちづくりの方針	48	都市防災	「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合に配慮し、全体構想との整合性や7区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。
96	1) 災害を起こさない	48	1 災害に強い都市構造の形成をめざします	
	地震災害に対する方針	48	(1) 震災に配慮した土地利用の推進	1(1)震災に配慮した土地利用の推進、(2)震災に強い市街地の形成、(3)風水害に強い都市環境づくりの項において、基本的考え方を記述しています。
		49	(2) 震災に強い市街地の形成	
	火災に対する方針	50	(3) がけ崩れ等の土砂災害の防止	
	風水害に対する方針	48	(1) 防火地域の拡充	
		49	(2) 震災に強い市街地の形成	
98	2) 災害を拡げない	48	都市防災	
	地震災害に対する方針	50	(4) 都市施設の防災性の向上	上記に加え、消防署の整備や河川防災施設の設置等の基本的考え方を記述しています。
	火災に対する方針	50	1(3) 河川の整備	
		48	2(2) 消防署の整備	
	風水害に対する方針	48	1(1) 防火地域の拡充	
	その他	49	(3) 風水害に強い都市環境づくり	
100	3) 安全な避難	50	2 安全に避難できるまちづくり	2の項において、安全に避難できるまちに関する基本的考え方を記述しています。
	< 広域避難場所の確保 >		2(3) 避難対策の確立	
	< 避難場所の確保 >		2(1) 地域防災拠点の整備	
			1(1) オープンスペースの確保	
			1(4) 都市施設の防災性の向上	
101	4) 防災まちづくりの体制		3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます	災害発生以降の体制については、「地域防災計画」の所掌となりますが、マスタープランにおいては、3の項として、地域コミュニティにおける災害に強いまちを育むとして、住民による防災まちづくり活動の支援を記述しています。